

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との HTTR 原子炉施設の設計及び工事の方法に関する行政相談」

2. 日時：令和元年12月9日（月）10時45分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁9階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

研究炉等審査部門

川末安全審査官、加藤安全審査官、片野安全審査官、榭見安全審査官

専門検査部門

松本主任原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高温工学試験研究炉部長 他5名

5. 議事

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、HTTR原子炉施設において予定している火災対策設備の試験、工事等について、以下の行政相談があった。

○ 内部火災対策として実施するケーブルトレイ用ラッピング材のラッピング作業や火災感知設備の設置作業は、単純な作業であることから工事には該当しないと考えており、設工認の認可前に実施してよいか。

○ 設工認（第2回申請）の認可前に実施を予定しているケーブルトレイ用ラッピング材の耐熱性試験及び火災防護対象ケーブルの自己消火性能試験の試験データについて、使用前検査において記録確認を受けることができるか。

(2) 上記（1）に対して原子力規制庁から、以下のとおり回答した。

○ 設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）の申請書に「工事の方法」に記載する工事は、原則として認可前に行うことはできない。

ただし、基準要求にかかわらず安全性向上のために必要な工事については、設工認の認可前に行うことが認められる場合がある。

○ 設置済みの設備の性能を担保するための試験データ等については、設置時の試験等のデータを活用することは一般論としては認められる。ただし、設置時の試験等のデータを活用できない場合には、設工認申請に具体的な試験方法を記載する必要がある。

(3) 原子力機構から上記（2）について了解した旨の回答があった。

6. その他（原子力機構からの配付資料）

・（行政相談資料）内部火災防護対策機器に係る事業者の性能確認及び作業の実施に

ついて

- ・(参考資料) HTTR で使用するケーブルの難燃性能について